

○伊賀市水道水源保護条例施行規則

平成16年11月 1 日規則第234号

改正

平成28年 8 月 4 日規則第76号

伊賀市水道水源保護条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、伊賀市水道水源保護条例（平成16年伊賀市条例第276号。以下「条例」という。）

第19条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

**第 2 条** 条例第12条第 1 項の規定による協議は、対象事業協議書（様式第 1 号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 対象事業計画書
- (2) 対象事業を実施する区域を示す図面及びその付近見取図
- (3) 対象事業を行う工場その他の事業場の計画平面図
- (4) 対象事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (5) その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類

(事前措置)

**第 3 条** 事業者は、条例第12条第 1 項の規定により、説明会の開催その他の措置をとろうとするときは、あらかじめ対象事業措置実施計画書（様式第 2 号）を管理者に提出しなければならない。

2 事業者は、条例第12条第 1 項の規定により、説明会の開催その他の措置をとったときは、その結果について速やかに対象事業措置実施結果報告書（様式第 3 号）を管理者に提出しなければならない。

(勧告)

**第 4 条** 条例第12条第 2 項の規定による勧告は、対象事業協議・措置勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

(認定通知)

**第 5 条** 条例第12条第 3 項の規定による通知は、規制対象事業認定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

(一時停止命令)

**第6条** 条例第13条第2項の規定による一時停止の命令は、対象事業実施一時停止命令書（様式第6号）により行うものとする。

(措置要請)

**第7条** 条例第17条の規定による措置の要請は、対象事業措置要請書（様式第7号）により行うものとする。

(広域水源保護に係る協力要請)

**第8条** 条例第18条の規定による広域水源保護に係る協力の要請は、広域水源保護協力要請書（様式第8号）により行うものとする。

- 2 関係地方公共団体等から本市に対し、広域水源保護に係る協力の要請があった場合においては、管理者は、当該協力の要請について、広域水源保護のため必要があるかどうかを速やかに決定し、当該関係地方公共団体等に対し、その旨を広域水源保護協力要請承諾・不承諾通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年8月4日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市水道水源保護条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号～第9号 略